安平町個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

**条例案**

令和　年　月　日

安平町長　及　川　秀一郎

安平町条例第　号

安平町個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

２　この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

　（個人情報ファイル簿の作成及び公表等）

第３条　実施機関は、自ら保有する法第74条第２項第９号に掲げる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

２　法第75条第４項において読み替えられた同条第１項に定める事項のほか、個人情報ファイル簿には、規則で定める事項を記載しなければならない。

３　実施機関は、個人情報フィアルを保有しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、町長に届け出なければならない。当該個人情報ファイルの保有をやめ、又は届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

　（開示請求の手続）

第４条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限）

第５条　開示決定等は、開示請求があった日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施期間は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、延滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限に関する特例）

第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

　（手数料等）

第７条　法第89条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

２　法第87条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

３　実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。

（訂正請求の手続）

第８条　訂正請求書には、法第91条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第９条　利用停止請求書には、法第99条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（審査会への諮問）

第10条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、安平町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和５年安平町条例第　号）第１条に規定する安平町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1)　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2)　法第66条第１項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安平町個人情報保護条例の廃止）

２　安平町個人情報保護条例（平成18年安平町条例第14号）は、廃止する。

（安平町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

３　次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の安平町個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第２条に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1)　この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第２条第１項第２号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2)　この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

４　この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第14条第１項、第２項（この規定を旧個人情報保護条例第22条第２項において準用する場合を含む。）若しくは第３項、第22条第１項若しくは第３項又は第25条第１項若しくは第２項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報又は保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

　（安平町まちづくり基本条例の一部改正）

５　安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号）の一部を次のように改正する。

　　第10条中「、別に条例で定めるところにより」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）の規定により」に改める。

　（安平町情報公開条例の一部改正）

６　安平町情報公開条例（平成18年安平町条例第12号）の一部を次のように改正する。

　　第２条第１項第１号中「及び議会をいう。」の前に「、地方公営企業の管理者」を加える。